OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	本学における障がい学生支援に関する現状と課題 ：教員へのweb アンケート調査より
Author(s)	森, 千夏; 望月, 直人; 前田, 由貴子 他
Citation	大阪大学高等教育研究. 2023, 11, p. 1-10
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/91122
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

大阪大学高等教育研究　11（2023），1 − 10

【調査報告】

本学における障がい学生支援に関する現状と課題

― 教員へのwebアンケート調査より ―

森　千夏[※1]・望月　直人[※1]・前田　由貴子[※1]・安永　正則[※1]・
樋口　隆太郎[※1]・楠　敬太[※1]・太刀掛　俊之[※1]・水田　一郎[※1]

Current Situation and Issues Regarding Support for Students with Disabilities at OSAKA University -From a web questionnaire survey for teachers-

MORI Chinatsu[※1], MOCHIZUKI Naoto[※1], MAEDA Yukiko[※1], YASUNAGA Masanori[※1], HIGUCHI Ryutaro[※1], KUSUNOKI Keita[※1], TACHIKAKE Toshiyuki[※1], MIZUTA Ichiro[※1]

日本では2016年に障害者差別解消法が施行され，本学では同年に現在の障がい学生支援体制が構築され，合理的配慮を申請する学生の数は増加の一途にある．また，本学では2021年にD&I宣言が打ち出され，障がいの有無に関係なく個々の可能性を生かす環境整備を目標に掲げられた．つまり，合理的配慮の提供に限らず，教員が学生個々に合わせた教育指導及び支援を行うことが求められることとなる．本報告では教員に対してアンケートを実施することで，教員の学生支援の現状を把握し，今後の課題について考察した．合理的配慮対象外の障がいのある，もしくは障がいの疑いがある学生への個別の支援については多くの職員が必要と感じ，教育的な支援をおこなっていた．今後のD&Iな環境構築を実現させるためには教員へのサポートの充実が求められる．

キーワード：障がい学生支援，合理的配慮，教員アンケート，教員サポート

In Japan, the Act on the Elimination of Discrimination against Persons with Disabilities was enacted in 2016, and in the same year, the current support system for students with disabilities was established at Osaka University, and the number of students applying for reasonable accommodation is steadily increasing. Osaka University declared D&I in 2021, with the goal of creating an environment in which individuals can make the most of their potential, regardless of whether they have a disability or not. In other words, teachers are required to provide not only reasonable accommodation, but also to provide educational guidance and support tailored to each student. In this study, we conducted a questionnaire survey to teachers to grasp the current situations and challenges of their student support. Many staff felt that it was necessary to provide individual support to students with or suspected of being disabled, which are not eligible for reasonable accommodation, and provided educational support. In order to realize the development of the D&I environment in the future, we thought that enhanced support for teachers would be required.

Keywords：Students with disabilities, Reasonable Accommodation, Survey for teachers, Support for teachers

所　属：[※1]大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター
Affiliation : [※1]Health and Counseling Center, Osaka University
連絡先：chinatsumori@hacc.osaka-u.ac.jp（森　千夏）

1. 目的

2016年4月，「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下，障害者差別解消法）」が日本で施行された．これにより，国立大学には障がいのある学生に対する差別の禁止と合理的配慮の提供が義務付けられ，一定の取り組みが求められることとなった．本学においても障害者差別解消法の施行に伴い，2016年に「国立大学法人大阪大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程」が定められ，アクセシビリティ支援室（以下，当室）を中心に本学における障がい学生支援体制を構築してきた．また，本学では，2006年に「大阪大学憲章」（大阪大学, 2006）を制定し，第3期中期目標期間においては，本学大学憲章を実装することを目指し，2021年に打ち出した「OU（Osaka University）ヴィジョン2021」（大阪大学, 2021）の中で「多様な構成員が無限の可能性を追求できる研究環境の推進」として障がいの有無に関係なく個々の可能性を生かす環境整備を掲げた．続く2022年から第4期中期目標期間に加え，さらにその先も見据えた中長期的な経営ビジョンである「OUマスタープラン2027」（大阪大学, 2022）では，「多様な人材が輝くグローバル戦略とDiversity & Inclusion（以下，D&I）の深化」として，「性別，SOGI（性的指向，性自認），障がいの有無，国籍，民族，文化的背景，年齢等の違いを超えた，真に多様性を生かせるダイバーシティ＆インクルーシブな環境づくり」の一層の強化を打ち出している．ユネスコ（2005）は，インクルーシブ教育とは，障がいの有無に関わらず，子どもたちの多様なニーズに対応し，全ての子どもたちの学びが最大に引き出される教育システムを構築するプロセスであることや，学習者だけでなく教育者も多様性に対して心地よさを感じ，教育システム・学習環境の資質向上が目的であることをガイドラインとして定めている．本学においても，D&Iが実現するための環境を作るためには，バリアフリーな学内環境整備，ユニバーサルデザインを取り入れた授業展開，そして合理的配慮の提供や教職員及び専門家による個別的な支援を組み合わせながら体制整備をし続けていくことが求められるだろう．そしてこれら環境整備には教職員の役割が重要であることは論を俟たない．『障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第2次まとめ）』（以下，第2次まとめ）（文科省，2017）の「(6) 研修・理解促進」にもあるように，教員への理解啓発及びサポートは，障がいのある学生への支援と合わせて重要であると考える．

本学の障がい学生支援体制に目を向けると，当室は，2002年に『障がい学生支援室』として創設されて以降，専任教員の配置を行いつつ，部局と連携しながら障がいのある学生と関係教職員へ支援を行っている．2010年には『学生支援ステーション』が設置され，障がい学生支援ユニットとして整備された．2013年からは『キャンパスライフ支援センター』に改組，スタッフも増員され，障害者差別解消法の成立を背景に合理的配慮の提供に関する部局主体の支援体制整備が始まっている．2016年には，全国では初となる合理的配慮の妥当性を検討するアセスメント専任教員が着任し，図1に示した本学独自の支援体制が構築され（諏訪ら, 2016），合理的配慮に関するガイドラインを作成し，教職員への周知を目指した．障がいのある学生が所属する部局は，合理的配慮の提供を希望する個々の学生の障がいの状態・特性や教育的ニーズ等を整理し，他学生との公平性及び授業の質を担保しつつ，個別性の高い配慮内容を検討することを求められる．しかし，この過程には合理的配慮及び障がいに関する専門的な知識が必要となるため，当室は，それら専門的な知識を提供し，部局を支援する機関として，本学に位置づけられている．2017年には現在のキャンパスライフ健康支援・相談センター（旧キャンパスライフ健康支援センター）相談支援部門に再編され，保健管理部門とも連携しながら合理的配慮に関する支援を展開している．

本学に在籍する障がいのある学生は年々増加の一途にあり（図2），現行の合理的配慮手続きが整備され始めた2016年度と比較し約1.5倍になっている．日本学生支援機構の2021年度の全国調査では，障がいのある学生の在籍率は1.26%（日本学生機構, 2021）であり，本学では0.99%であった．本学の統計でも当室が把握している学生はその半数程度でしかなく，また，入学後しばらく経ってから支援を求めてくる学生も少なくないことを踏まえると，障がいがある，もしくは障がいの疑いがありながらも支援を受けられていない学生が潜在していると考えられる．これらの学生に必要な支援が届くよう，今後より一層の各部局教職員との連携及び障がいや合理的配慮に関する普及啓発を行う必要性は高まっている．

全国的には，様々な大学において教職員への障がい学生支援に関するアンケート調査が実施されている．これらの調査は，障がい学生支援全般について尋ねるもの（佐藤, 2016，金, 2018等）と，大学において発達障がい学生の在籍数が増加していることから発達障がいのあるもしくはその疑いのある学生を対象としたもの（小池・

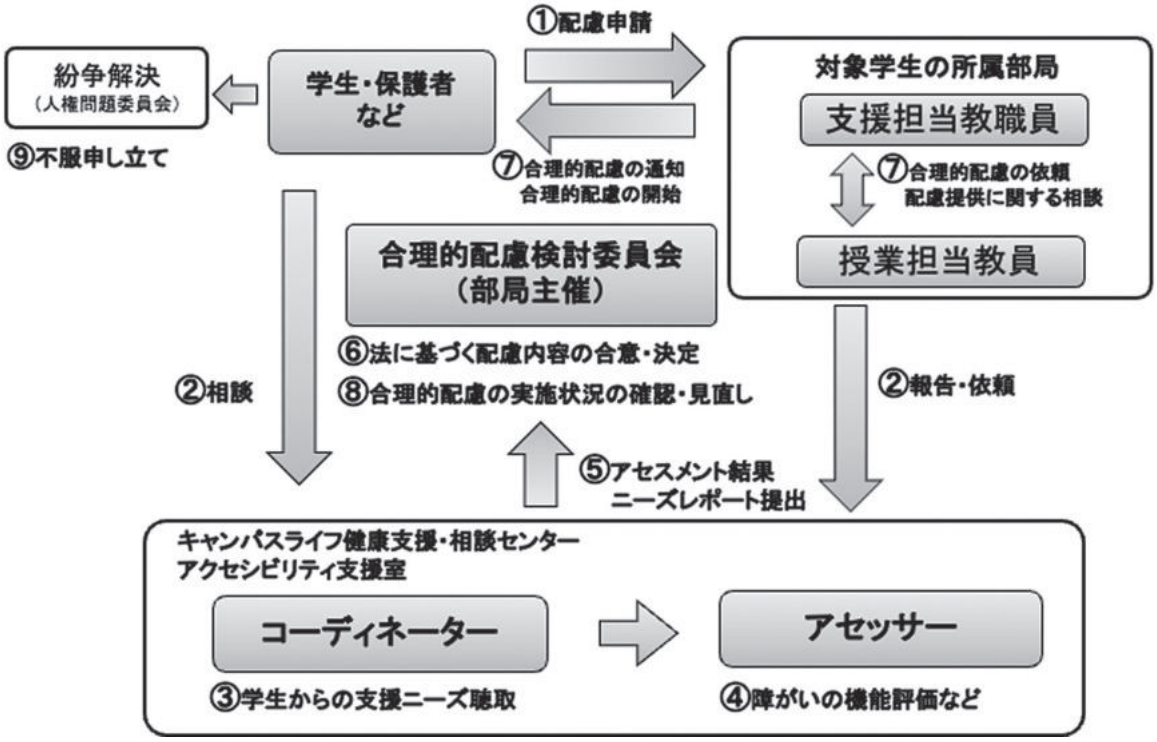

図1　本学における障がい学生修学支援システム

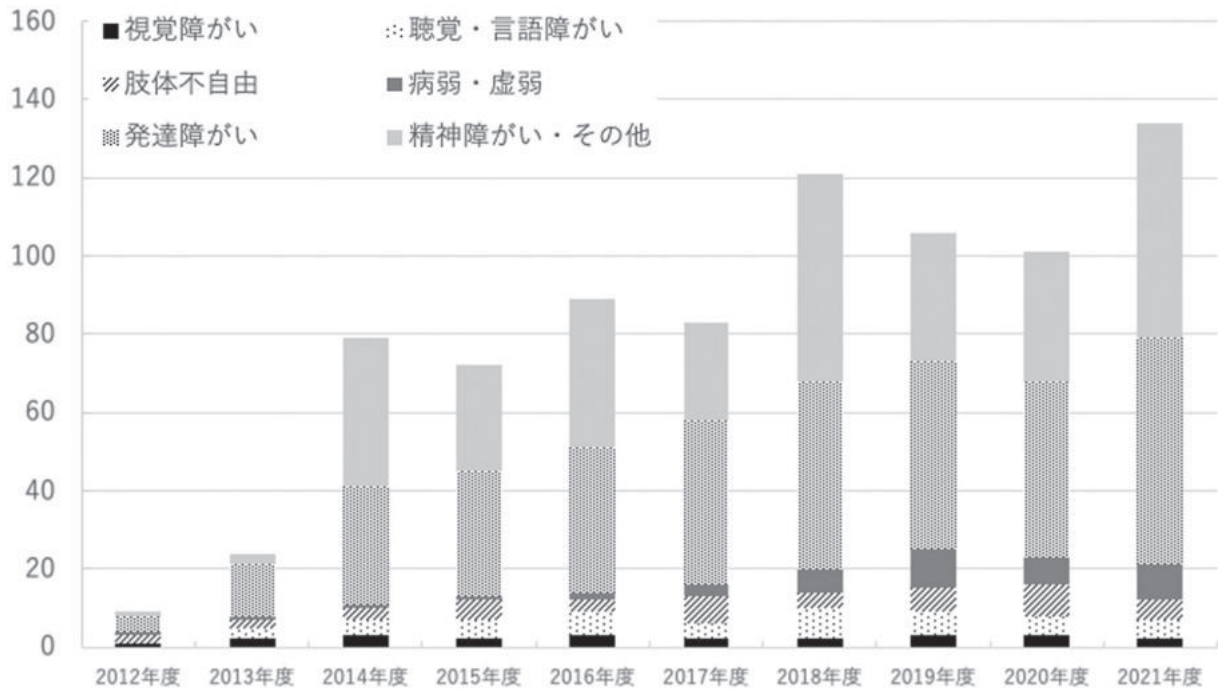

図2　大阪大学アクセシビリティ支援室を利用した障がい学生数の推移

岩井, 2012，高石ら, 2017等）と，大きく2つに分けられる．佐藤（2016）は，全教職員対象に障がい学生対応についてwebアンケートを実施し，多様性を推進していくためには，情報提供の場の創出，支援体制のさらなる周知，情報発信方法が必要であり，学生の教育を受ける権利を保障するために，教職員を支えることが重要であると述べている．金（2018）は，開講授業担当教員を対象に（非常勤含む）アンケートを実施し，合理的配慮による指導が教員に過重な負担にならないよう，基礎的な環境整備や各配慮場面での具体的な対応方法の提供が支援部署に求められていると述べている．小池・岩井（2012）は，まずは発達障がい学生への支援の必要性や特性に応じた支援内容の理解が教職員にある程度浸透する段階であると考えながらも，教員が学生相談室のカウンセラーに教員と学内外の専門家をつなぐ役割を求めていることを示している．高石ら（2017）は，自大学専任教員と非常勤講師に分けて分析し，専任と非常勤の比較をすることで，学生支援体制を構築・発展させる際に非常勤教員を視野に入れた検討が必要であることを示唆している．また，井手原ら（2018）や小竿ら（2021）は，各大学において合理的配慮の提供から3年経過した時点で運用の見直しを目的とした教職員にアンケートを実施し，障がい学生支援に関する実態把握を行いながら，教職員と連携した障がい学生支援の体制構築を持続させている．以上のことから，自大学の現状を把握することは，障がい学生支援体制を整備していくには必要なプロセスと言える．

本学においては2016年にガイドラインを作成後は，FD研修や事例を通して教職員からの問い合わせに対応するのみに留まっている．それ以前にもアンケートは未実施であり，本学における障がい学生支援の実情を十分に把握できていない．そこで，本報告では，実際に配慮を提供する立場にある教員に対して障がい学生支援及び合理的配慮に関するアンケート調査を実施することで，本学教員における障がい学生支援への認識及び課題を明らかにし，障がい学生支援における教員への周知方法及び支援のあり方を検討することを目的とする．

2. 方法

(1) 対象

大阪大学に所属する全教員（非常勤講師含む）3358名（令和3年5月1日現在）を対象とした．なお，本アンケートでは，合理的配慮検討委員会の参加経験及び配慮依頼文書の受領経験など，回答者の合理的配慮に関する支援経験により設問数を変えているが，本報告では，全対象者に共通して回答を求めた項目について報告する．

(2) 実施方法

①アンケート調査案内方法

各学部への通知文について発出名を本学の理事名，宛名は各学部監督責任者とした．全教員へのアンケート実施根拠としては，通知文に障害者差別解消法において国立大学は合理的配慮提供義務があることを明示した．部局長会議でも実施について取り上げるよう調整し周知を図った．

②アンケート調査実施方法

教員が回答しやすいよう，大阪大学学内専用サイトのwebアンケートシステムを利用した．

(3) 実施期間

2021年7月16日～10月31日とした．

(4) アンケート項目

アンケート項目は日本語と英語の2言語で作成した．内容は，障害者差別解消法並びに学内における障がい学生支援体制に関する9問と，障がいに関する理解度を問う8問の計17問であった．回答は意識や理解度を尋ねる4，5件法（「よく理解している」～「理解していない」,「とてもそう思う」～「そう思わない」,「～を知らない」等）及び，知識の有無を尋ねる2件法，追加で必要な情報については具体的な選択肢から複数回答を認め，自由記述を求めた．

(5) 倫理的配慮について

調査実施についてはキャンパスライフ健康支援・相談支援センターにおける倫理委員会の承認を得た．アンケートの最後に，個人が特定されない形でデータを公表する旨について同意を得て，結果を示すにあたり個人が特定されないよう配慮した．

3. 結果

(1) 回収率

本学における非常勤含む教員3653名（令和3年11月1日時点）の内777名から回答があり回収率は21.3%であった．そのうち，データ公表に同意を得られた723名

を分析対象とした．有効回答率は100%であった．

(2) 回答者の属性

回答者の属性に関しては，性別を除く，年齢，勤続年数，雇用種類，役職について表1に示した．所属部局については，総務が管理している令和3年11月1日時点での総部局数71部局のうち55部局（77.5%）から回答があった．加えて，該当しない3部署の所属があり，計58部局であった．

回答者の年齢は40代が233名（32.2%）と最も多く，次いで50代219名（30.3%），30代157名（21.7%）の順に多かった．性別は男性539名（74.5%），女性172名（23.8%），が回答しない者が11名（1.5%），その他が1名（0.1%）であり，男性が約7割を占めていた．勤続年数は11年以上が316名（43.7%）と最も多く，次いで6～10年が140名（19.4%）であった．雇用種類は任期なし常勤雇用が502名（69.4%）と約7割を占めていた．役職は教授が222名（30.7%）と最も多く，次いで准教授177名（24.5%），助教140名（19.4%）の順で多かった．

(3) 障害者差別解消法並びに学内における障がい学生支援体制に関する，各項目の結果を以下に示した．

①障害者差別解消法について知っている

障害者差別解消法について知っている人数は502名（69.4%），知らない人は221名（30.6%）であり，回答者の約7割が障害者差別解消法を知っていた．

②障害者差別解消法に基づき，国立大学では合理的配慮の提供が義務であることを理解している

国立大学において合理的配慮の提供が義務づけられていることについて，「よく理解している」が154名（21.3%），「だいたい理解している」が393名（54.4%）であり，合わせて約7割以上の回答者が理解していた．義務であることを知らなかった回答者は46名（6.4%）であった（表2参照）．

③『国立大学法人大阪大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程』（以下，規程）について理解している

本学における規定について理解している回答者は「よく理解している」が76名（10.5%），「だいたい理解している」が248名（34.3%）であった．規定を知らなかった回答者は82名（11.3%）であった（表2参照）．

表1　回答者属性

選択肢		回答数	(%)
年代			
20代		15	(2.1%)
30代		157	(21.7%)
40代		233	(32.2%)
50代		219	(30.3%)
60代		97	(13.4%)
70代以上		2	(0.3%)
	計	723	(100.0%)
勤続年数			
1年未満		70	(9.7%)
1～3年		120	(16.6%)
4～5年		77	(10.7%)
6～10年		140	(19.4%)
11年以上		316	(43.7%)
	計	723	(100.0%)
雇用種			
任期なし常勤		502	(69.4%)
任期付常勤		201	(27.8%)
非常勤		20	(2.8%)
	計	723	(100.0%)
役職			
寄附講座准教授		1	(0.1%)
寄附講座助教		2	(0.3%)
教授		222	(30.7%)
講師		58	(8.0%)
准教授		177	(24.5%)
助教		140	(19.4%)
特任教授		15	(2.1%)
特任教授（常勤）		13	(1.8%)
特任講師		1	(0.1%)
特任講師（常勤）		13	(1.8%)
特任准教授（常勤）		21	(2.9%)
特任助教		4	(0.6%)
特任助教（常勤）		56	(7.7%)
	計	723	(100.0%)

④本学ではどのような手続きで合理的配慮の提供が行われているか理解している

本学における合理的配慮の手続について理解している回答者は「よく理解している」が59名（8.2%），「だいたい理解している」は252名（34.9%）であった．一方「あまり理解していない」が279名（38.6%），「理解していない」が64名（8.9%），「手続きを知らない」は69名（9.5%）であり，理解していないもしくは知らない回答者の方が理解している回答者より多かった（表2参照）．

表2　合理的配慮提供義務，学内規程，合理的配慮手続きに対する理解

質問内容	よく理解している	だいたい理解している	あまり理解していない	理解していない	知らない
	回答数（%）	回答数（%）	回答数（%）	回答数（%）	回答数（%）
②障害者差別解消法に基づき，国立大学では合理的配慮の提供が義務であることを理解している	154（21.3%）	393（54.4%）	113（15.6%）	17（2.4%）	46（6.4%）
③『国立大学法人大阪大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程』について理解している	76（10.5%）	248（34.4%）	272（37.6%）	45（6.2%）	82（11.3%）
④本学ではどのような手続きで合理的配慮の提供が行われているか理解している	59（8.2%）	252（34.9%）	279（38.6%）	64（8.9%）	69（9.5%）

⑤障がい学生や障がいがありそうな学生への対応に迷った時の相談・支援窓口があることを知っている

学生の対応に関する支援・相談窓口について知っている回答者は516名（71.4%），知らない回答者は207名（28.6%）だった．

⑥発達障がいや精神障がいがありそうな学生（診断なし）にも個別対応は必要だと思う

診断はないが，教員が発達障がいや精神障がいを疑うような学生に対する個別対応の必要性については，「とてもそう思う」が274名（37.9%），「そう思う」が404名（55.9%）であった（表3参照）．

表3　発達障がいや精神障がいがありそうな学生（診断なし）への個別対応の必要性

選択肢	回答数	（%）
とてもそう思う	274	（37.9%）
そう思う	404	（55.9%）
あまりそう思わない	40	（5.5%）
思わない	5	（0.7%）
計	723	（100.0%）

⑦配慮依頼文書による通知がない場合でも，障がい学生や障がいがありそうな学生に修学上の支援（配慮）をしたことがある

配慮依頼文書による通知がない学生に対しても，修学上の支援をしたことがある回答者は「ある」が298名（41.2%）であり，「ない」は425名（58.8%）であった．対象となる学生の障がいもしくは疑いのある障がい種は「発達障がい」が159名（35.5%）と最も多く，次いで「精神障がい」が111名（24.8%）であった（表4参照．複数回答可）．それらの学生に対する支援内容については，「学習に対する個別支援」が124名（15.4%）と最も多く，次いで「授業時の支援」が117名（14.6%），「学生生活における個別相談」が109名（13.6%）であった（表5参照．複数回答可）．「その他」は12名（1.5%）であったが，自由記述には25名による記載があり一部抜粋して表6に記載した．

表4　表3における障がいの種類（複数回答可）

選択肢	回答数	（%）
聴覚・言語障がい	33	（7.4%）
視覚障がい	33	（7.4%）
肢体不自由	35	（7.8%）
病弱・虚弱	54	（12.1%）
発達障がい	159	（35.5%）
精神障がい	111	（24.8%）
その他の障がい	23	（5.1%）
計	448	（100.0%）

その他：ひきこもり，持病，明らかに学習が遅れている　等

表5　表4の学生への支援内容（複数回答可）

選択肢	回答数	（%）
履修相談	56	（7.0%）
学生生活に関する個別相談	109	（13.6%）
学習に関する個別支援	124	（15.4%）
授業時の支援	117	（14.6%）
試験時の支援	47	（5.8%）
実験や実習における支援	105	（13.1%）
学内相談部署への案内	65	（8.1%）
外部医療機関への紹介	15	（1.9%）
外部支援機関への紹介	1	（0.1%）
学生の家族への連絡・連携	59	（7.3%）
学内の教職員との連携	94	（11.7%）
その他	12	（1.5%）
計	804	（100.0%）

表6　表5「その他」自由記述一部抜粋

- アルバイトなどの紹介
- その特性や病状に合わせた課題の負荷を検討
- 学位取得に向けた継続的かつ粘り強い指導
- 緊急時の対応（自殺願望，うつ病の急速な悪化，自傷など）と事後の対応
- 健康維持のための運動（ジョギング）の伴走支援を行った.
- 研究指導への配慮，適切なケースでは励まし
- 研究室環境の調整
- 誤解されないように発言に十分注意する.
- 弱視のため，前列にすわる
- 適切な住居探し
- 発達障害：修了要件に対する自ら対応必須と支援により成就可能な項目の説明.
- 筆記試験の代わりにレポート提出で対応した.
- 保健センターの産業医との相談
- 留学生の原籍校の担当教員への連絡

⑧障がい学生や障がいがありそうな学生に対応する際，困ったことがある

障がいのある学生や障がいのありそうな学生に対応する際に，困ったことが「ある」回答者は250名（34.6%），「ない」と答えた回答者は473名（65.4%）であり，困ったことがない回答者の方が多かった．回答者が困った内容としては，「本人に困り感がない」ことが99名（29.6%）であり，次いで「支援をしようとしても連絡がつかない」が88名（26.3%）であった（表7参照）．「その他」を選んだ回答者も82名（24.6%）と3番目に多く，自由記述は97名より回答があり表8に一部抜粋して記載した.

⑨アクセシビリティ支援室の支援内容について理解している

アクセシビリティ支援室の支援内容については，「よく理解している」が35名（4.8%），「だいたい理解している」が181名（25.0%）であった．一方「あまり理解していない」288名（39.8%），「理解していない」52名（7.2%），「アクセシビリティ支援室を知らなかった」167名（23.1%）であり，理解していないもしくは知らない回答者の方が知っている回答者より多かった.

(4) 各種障がいについての理解及びFDに関する意見に関する項目は計8問であった．障がいの理解度とFDの結果に分けて記載した.

①障がい種ごとの理解度について

障がい種ごとの理解については，「よく理解している」「だいたい理解している」という回答を合計し比較したところ，視覚障がいが72.3%と最も多く，次いで肢体不自由（71.5%），聴覚・言語障がい（70.2%）の順で多かった．病弱・虚弱が57.6%と最も低かった（表9参照）.

表7　学生対応において困った内容（複数選択可）

選択肢	回答数	（%）
支援をしようとしても連絡がつかない	88	（26.3%）
そもそも授業に出席していないため支援ができない	65	（19.5%）
本人に困り感がない	99	（29.6%）
その他	82	（24.6%）
計	334	（100.0%）

表8　表7「その他」自由記述一部抜粋

- 自分自身に医学的な専門知識がないので，どのように対応するのがよいのかわからず，悩むことが多い.
- どのような手助けを求めているか，初見では分からないことが多い
- 関係者との連携困難
- 障害がありそうな学生の場合，本人にたずねてもよいかどうかと，他の学生と差異をつけてよいかどうか（不公平にならないか）が，判断しかねた
- 本人から希望の申し出がない場合，どのような対応な対応をするべきか，わからないことがある
- 対応に多くの時間がとられ，精神的負担感もある.
- 緊急時の対応（自殺願望，うつ病の急速な悪化，自傷など）と事後の対応．支援内容について学生ならびに保護者との意見の相違.
- 症例が多すぎる
- 対人関係において大きな問題がしばしば生じ，支援できる状態を超えた.
- 大人数の授業では教員一人で教えながら障がい学生に個別な支援を提供することが難しい.
- 成績不振の学生の多くが障害がありそうな学生に相当する．しかし，だからといって，心療内科の受診や相談室の利用を進めることが難しい．学生が心療内科を受診したり，相談室を利用した場合も改善が見られない場合が多い.
- どこまで個別対応をするべきか悩ましい
- どこまで配慮や支援が必要なのか，支援が過多にならないかの判断が難しい.
- 説明しても意図が伝わらないことがあった．また，質問熱心なことは良いが，全ての質問に対応するのに時間的な制限から苦慮する点があった.

②FDについて

障がい学生及び合理的配慮に関するFDへの出席経験については，出席経験のある回答者が238名（32.9%），出席経験のない回答者は485名（67.1%）であり，出席経験のない回答者の方が多かった．今後も障がい学生への教育や支援に関するFD開催を希望する人は614名（84.9%）であり，希望しない人は109名（15.1%）であり，

表9　障がい種ごとの理解度

障がい種	よく理解している	だいたい理解している	あまり理解していない	理解していない
	回答数（%）	回答数（%）	回答数（%）	回答数（%）
聴覚・言語障がい	58（8.0%）	450（62.2%）	204（28.2%）	11（1.5%）
視覚障がい	63（8.7%）	460（63.6%）	190（26.3%）	10（1.4%）
肢体不自由	65（9.0%）	452（62.5%）	196（27.1%）	10（1.4%）
病弱・虚弱	49（6.8%）	367（50.8%）	287（39.7%）	20（2.8%）
発達障がい	84（11.6%）	412（57.0%）	222（30.7%）	5（0.7%）
精神障がい	58（8.0%）	381（52.7%）	268（37.1%）	16（2.2%）

表10　今後希望するFDの内容（複数回答可）

選択肢	回答数	（%）
障がいの種類や知識に関すること	293	（22.5%）
障がいのある学生への修学支援	394	（30.3%）
障がいのある学生の就労支援	141	（10.8%）
本学における合理的配慮の手続き	261	（20.1%）
支援機器やICTの活用	197	（15.1%）
その他	15	（1.2%）
計	1301	（100.0%）

表11　表10「その他」自由記述一部抜粋

- 外部との連携のバリエーションについて.
- 学生ごとに個別対応が必要になるため，一人で対応できないと思われます．そのため，相談できる場所や，相談方法等について知りたいです.
- 支援の方法と程度について相談したい．支援が必要なことはわかるが，年々我々に求められる業務量が増えている中で，支援を行うことが難しいのが現状である．現場を理解していただきたい.
- 修学支援にふくまれるのかもしれないが，研究室での研究活動における支援の在り方や方法論について知ることができるとよりよいと感じる.
- 障害の質による対応の違いを知る必要があるため，これまでの上手くいった対応例など情報が必要であろう.
- 対処方法をマニュアル化してほしい
- 大学生活における障害のある学生への関わり方の留意点，自身がかかわるだけでなく集団内（研究室やグループ等）で他の学生とのやり取りをサポートすることなど
- 本人に自覚がなく，周りが困っている場合の対処法について
- 何度かFDを受けたことがあるので基本的なことは理解していますが，さらに詳しく学びたいと思います．障害学生支援FDの中級編，上級編なども開催していただければありがたく思います.
- グレーな学生，特に大学院生に対する対応に困難を感じている
- もし行うにしても必要時にみられるようe-leaningなどにしてほしい.

FDの開催を希望する人の方が多かった．今後希望するFD内容については，「障がいのある学生への修学支援について」が394名（30.3%）と最も多く，次いで「障がいの種類や知識に関すること」が293名(22.5%)，「本学における合理的配慮の手続きについて」が261名（20.1%）の順に多かった（表10）．希望する内容として「その他」と回答したうち，自由記述の内容を一部抜粋して表11に示した.

5. 考察

2016年に障害者差別解消法が施行されて以降，本学では初めて障がい学生支援に関するアンケートを実施した．本報告で実施したアンケートでは，他の国立大学が合理的配慮の支援実績がある部局のみにアンケートを実施している内野ら（2017）28.5%，井出原ら（2018）33.9%の回収率と比較するとやや低い回収率となっているが，それは合理的配慮の支援経験の有無に関係なく教員全員に実施していることから，関心の偏りが出ているためと考えられる．全教員に実施した佐藤ら（2016）の調査では回収率は7.6%と低かったがこれは調査期間が1ヶ月未満と短期であったことが考えられ，本アンケートでは調査期間を長くしたことで，2割に達したと考えられる．回答者は，教授，准教授，助教といった直接学生に指導をする立場である教授職が多く回答していた．また，雇用期間のない常勤職や，勤続年数も11年以上の回答者が最も多いことから，学生への長年の指導経験から課題を感じていたのかもしれない．回収率が約2割であり記述統計による分析であるため全学における傾向を述べるには限界があるが，本学の障がい学生支援について教員がどのように関与しているのか，そして課題は何かを考察する.

(1) 本学における障がい学生支援に関する周知について

我が国の障害者差別解消法については，約7割の教員が「知っている」と回答しており，国立大学である本学において合理的配慮の提供が義務づけられていることについても，「だいたい理解している」という回答を含めると約7割が理解している．ところが，本学の規程や合理的配慮の手続きについては，理解している教員は約4割と半数に満たなかった．合理的配慮の提供について支援窓口であるアクセシビリティ支援室の支援内容においては，約3割の教員にしか理解されていなかった．一方で，障がい学生や障がいがありそうな学生への対応に迷った時の相談・支援窓口については約7割の教員が「知っている」と回答していることから，アクセシビリティ支援室単独の周知には至っていないが，キャンパスライフ健康支援・相談センター内の他部署や部局内の相談窓口など，教員が相談できる部署については多くの教員が把握していると思われる．小竿ら（2021）が，本学よりも学生数の数ない私学で障がい学生支援室が設置されて3年目に教職員に行なったアンケートでは，障がい学生支援室と学生相談室の両方を知っている人，学生相談室だけを知っている人を合わせると86%であるが，障がい学生支援室の役割を知っている人は半数と減っていた．学生相談室よりも歴史の浅い障がい学生支援部署の知名度は全国的にも低い可能性がある．

本学におけるFDの参加率も本アンケートでは約3割であり，十分に合理的配慮及び本学における障がい学生支援に関する研修が広まっているとは言い難い．障がい種の理解についても，教員が最も教育的な支援をおこなっている発達障がいや精神障がいに関しては理解が十分とは言えない状態にある．今後のFDの開催については8割以上の教員が希望をしていることからも，教員の希望内容に沿ったFD研修を検討する必要があるだろう．その際には，自由記述にもあるように，FD研修をe-learningにするなど教員のアクセシビリティも考慮し，展開することが重要である．アクセシビリティ支援室の周知も含め，より効果的な方法を検討していく必要があるだろう．

(2) 教員へのサポート体制について

本報告では，診断はあるが合理的配慮の申請はしていない学生や，診断はないが教員からみて気になる学生について，日常における教育的な対応の範疇で教員がどのような支援をしているか，困っていることはないかを確認した．約4割の教員が，合理的配慮の対象ではない学生に対して，修学上の支援をしたことがあると答えていた．そのような学生に対応する際に困ったことがあると回答した教員はおよそ3割であり，主な困りごとは「本人に困り感がない」「支援をしようとしても連絡がつかない」といった支援に至らない段階での困難さが6割を占めていた．対応に困ったことの自由記述においては95名が記載しており，その内容からは相談窓口へ学生が繋がらない段階での対応について教員が苦慮していることがうかがえた．寄せられた声については今後，内容を精査する必要がある．特に，発達障がいや精神障がいのある，もしくは疑われる学生への支援は他の障がい学生への支援より多く，支援内容としては学習に関する個別支援，授業時の支援といった修学上の支援だけでなく学生生活に関する個別相談など幅広い支援を教員がおこなっていることがうかがえる．学生への直接支援が多い一方で「学内の教職員との連携」は11.7%と低く，教員が1人で抱え込み負担が強まっている傾向がうかがえる．診断のある学生への対応で苦慮している教員が当室に繋がれるよう，当室の周知を進めることがまず必要である．そして教員の多くは未診断の学生への対応に苦慮していることから，その段階での相談窓口へ教員が繋がれているか，繋がっている場合にはどこの窓口か，その窓口に相談することで解決しているかを確認し，学内の複数の支援部署が連携して対応できる体制を検討することが必要と考える．小池ら（2012）や金（2018）が行なった障がい学生支援に関する教職員へのアンケートでは，教員は支援部署に対して，複数の教職員で支援を行う際のコーディネーター役や，学生対応に関する相談，障がいの特徴を理解するための情報提供を求めているという意見が多かった．これらのことからも，ただ支援の窓口を周知するだけではなく，他部署と連携しながら教員の求めるサポートを把握し，提供される必要がある．今後，D&Iの環境整備を行う中では，ユネスコのインクルーシブ教育のガイドライン（ユネスコ, 2005）にあるように，障がいの有無に関係なく，教員が1人ひとりの学生に合わせた教育指導を行えることが重要となる．本調査における教員の約9割が，学生に診断がなくとも個別対応は必要だと考えており，インクルーシブ教育の土台となる考え方が本学の教員には備わっているとも考えられる．教員の多様性も考慮し，教員が合理的配慮の提供に限らず日々の教育的な支援も含め，学生の学ぶ権利を守りつつ教員と学生が安心して日々の教育活動に参画できるよう，教員へのサポートを充実させることが必要である．

6. 今後の課題と展望

本報告で実施したアンケートの回答者は，合理的配慮の支援経験がある教員と支援経験のない教員が混在していたことから，より実情に沿う教員へのサポートを検討する際には，合理的配慮の支援経験の有無によるクロス分析が必要である．合わせて，自由記述内容の質的分析をおこなうことで，より具体的な教員のニーズが見えてくるだろう．より効果的に当室を周知することで，合理的配慮が必要な学生が支援につながることができ，教育的支援と合理的配慮を組み合わせることが可能となる．また，今後も数年間隔で定期的に教員にアンケートを実施することや，合理的配慮の手続きの中で教員のニーズを把握できるような運営の仕組みを検討することで，継続的な現状把握とニーズに応じた体制整備のプロセスを持続させることが重要である．D&Iの環境整備に向けて，学内における支援体制を整えていく一端を当室も担っていることから，合理的配慮の提供に関することに留まらず，様々な部局や支援部署と横断的な取り組みを進めたい．

受付2022.10.6／受理2023.1.13

引用文献

障害者の権利に関する条約　https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf（2022年9月16日閲覧）内閣府，2014

文部科学省　障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）2021　https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/__icsFiles/afieldfile/2012/12/26/1329295_2_1_1.pdf（2022年9月16日閲覧）

井出原千恵・茂大祐・工藤晋平　合理的配慮の運用における効果と課題―Web調査結果から―　名古屋大学学生総合センター紀要　2018. 18. 13-19

独立行政法人日本学生支援機構　令和3年度（2021年度）大学，短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書　https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/__icsFiles/afieldfile/2022/08/17/2021_houkoku_2.pdf（2022年10月2日閲覧）

金彦志　大学の障害学生における合理的配慮提供に関する検討―教員アンケートの結果を中心に―　宮城学院女子大学研究論文集127号　2018. 12. 35-48

小池有紀・若井雅之　発達障害およびその疑いのある学生に対する大学教職員の意識調査　中央学院大学人間・自然論叢　2012. 4 25-42

小竿顕子・岩田淳子・林潤一郎・城月珠美　障がい学生への合理的配慮に関する教職員アンケートの実践と分析　AHEAD JAPAN 第7回大会発表資料

国立大学法人大阪大学　OU（Osaka University）ヴィジョン2021　https://www.osaka-u.ac.jp/ja/oumode/OUvision2021（2022年10月2日閲覧）

国立大学法人大阪大学　OUマスタープラン2027　https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/strategy/ou_masterplan2027（2022年10月2日閲覧）

国立大学法人大阪大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程（https://www.osaka-u.ac.jp/kitei/reiki_honbun/u035RG00000909.html）（2022年9月16日閲覧）

佐藤剛介・後藤悠里・船津静代・森典華　多様性を推進するための修学環境の現状と課題―障害学生対応についての教職員対象アンケートの結果より―　名古屋大学学生総合センター紀要　2016. 16. 30-37

諏訪絵理子・望月直人・吉田裕子・中野聡子・楠敬太　障害者差別解消法の実現と平等な障がい学生支援を目指して―英国ウェストミンスター大学の取り組みを通して―　大阪大学高等教育研究　2016. 5. 1-8.

高石恭子・青柳寛之・福留留美　発達障害及び発達障害の傾向のある学生への支援の現状と合理的配慮に関する教員の意識についての研究―甲南大学専任教員・非常勤講師へのアンケート調査から―　甲南大学学生相談室紀要　2017. 24. 24-45

UNESCO Guideline for Inclusion: Ensuring Access to Education for All 2005 http://www.ibe.unesco.org/sites/default/files/Guidelines_for_Inclusion_UNESCO_2006.pdf（2022年10月2日閲覧）